

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (古市)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月16日、令和6年7月11日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・古市地区の農家戸数は14戸で、6戸が自己完結型で水稻経営を行っている。
・意向調査回答者17名の内、11名(65%)が65歳以上で、今後、さらに高齢化が進む見込みである。
・一部の農家が、JAみのりや近隣の集落営農組織に作業委託を行っている。
・ほとんどの農地で、ほ場整備やパイプラインの整備ができていないため、作業受委託や農地の集積が進みにくい。
・近年、農家の高齢化等によって、自己保全農地が散見されており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き、契約栽培である酒米「山田錦」を主要作物とする。
・今後も、個別完結型の形態を基本としつつ、空き農地が発生した場合は、隣接農地の耕作者や地区内の規模拡大志向農家、周辺地域の認定農業者等への集積を図る。
・担い手の高齢化や農業機械の高騰に対応した集落農業の新たな仕組みとして、機械の共同利用等の体制づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、規模拡大志向農家等を中心に農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地への基盤整備について、集落内での話し合いを検討する。また、将来的に認定農業者等の受入を行いやすいように、農地所有者理解のもと、可能な範囲で畦畔除去等によって区画を大きくするなど、効率的な営農ができる条件整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
古市集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除について、JAみのりに委託する。また、基幹3作業(耕耘、田植え、収穫)については、周辺地区の営農組合との連携も行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。
- ⑨一部の農家が牛糞堆肥を散布している。今後も、堆肥散布により土作りに取り組み、良質な山田錦生産や化学肥料低減につなげる。